

行政指導指針 個票

No. 1

所管課 下水道維持課

行政指導の内容		下水排除基準に違反した事業場に対する指針
関係条項		別紙のとおり
行政指導	趣旨	公共下水道施設や、終末処理場の運用に悪影響を与えるおそれのある、下水排除基準に違反した汚水を排除する事業場に対しての行政指導の手続きを定めます。
	内容（指針）	<p>1 この指導指針における用語の意義は、次のとおりです。</p> <p>(1) 下水排除基準 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）及び静岡市下水道条例（平成 15 年静岡市条例第 301 号。以下「条例」という。）に定める公共下水道に排除することができる水質基準で、直罰に係る水質基準及び除害施設の設置に係る水質基準をいいます。</p> <p>(2) 特定事業場 法第 12 条の 2 第 1 項に定める特定事業場をいいます。</p> <p>(3) 除害施設設置事業場 法第 12 条第 1 項に定める除害施設を設置する事業場をいいます。</p> <p>2 特定事業場及び除害施設設置事業場に対して、法第 13 条第 1 項に基づいて実施される水質検査の結果において下水排除基準を超過した場合、又は超過するおそれが明らかであると判断できる場合は行政指導を行います。</p> <p>3 行政指導の区分は次に掲げるものとします。</p> <p>(1) 注意 軽微な違反に対して適用し、「指導書」（様式第 1 号）を交付します。交付された日から 2 週間以内に違反の原因及び改善対策を含む改善報告書の提出を求めます。 その際、必要に応じて、改善計画に関する資料や排水処理施設の維持管理等についての資料の提出を求めます。</p> <p>(2) 勧告 注意後に、改善がみられず同じ項目での違反が半年の間に繰り返された場合に適用し、「勧告書」（様式第 2 号）を交付します。交付された日から 2 週間以内に違反の原因及び改善対策を含む改善報告書の提出を求めます。 なお、排水処理施設等の改善対策を行う場合は、その内容を記載</p>

		<p>した改善計画書が必要になります。また、改善措置が完了した後は必要な項目について水質検査を行い、測定結果の提出を求めます。</p> <p>(3) 警告</p> <p>勧告後になおも改善がみられず、同じ項目での違反が半年の間に繰り返された場合に適用し、「警告書」(様式第3号)交付します。違反の原因調査、具体的な改善対策及び改善措置の期限を検討し、交付した日から1か月以内に改善対策を記載した改善報告書の提出を求めます。</p> <p>なお、排水処理施設等の改善対策を行う場合は、その内容を記載した改善計画書が必要になります。また、改善措置が完了した後は必要な項目について水質検査を行い、測定結果の提出を求めます。</p> <p>3 違反の決定区分について</p> <p>水質検査の結果、下水排除基準の違反が認められたときは、前述の行政指導区分によるものとします。ただし、公共下水道へ与えた影響や過去の指導経過等を勘案して、改善期間等の猶予を行うことがあります。また、故意による違反や公共下水道へ与える影響が極めて大きい違反については、行政指導区分の強化を行います。</p> <p>4 改善期限について</p> <p>改善については、速やかに行うものとします。改善を必要とする事項が維持管理上の問題であること等、改善の期間や費用等が比較的かからないような場合には、文書を交付した日から2週間以内で違反の原因及び改善対策を記載した改善報告書の提出を求めます。</p> <p>機器の導入や施設の増改築等の構造変更等により、期間や費用等を要する場合には改善の期限を設定し、その旨を改善の計画として改善報告書に記載して提出を求めます。</p> <p>5 改善されるまでの措置について</p> <p>改善期間中であっても下水排除基準に違反した下水を排除することがないように求めます。</p>
	不協力の際にとられる措置	なし
	設定年月日	平成29年4月1日設定

行政指導指針 個票

所管課 下水道維持課		No.2
行政指導の内容		下水排除基準の対象とならない事業場に対する指針
関係条項		別紙のとおり
行政指導	趣旨	法及び条例による下水排除基準が適用されない物質又は水質規制の対象とならない物質を排除する事業場に対して、公共下水道施設や終末処理場の運用に悪影響を与えるおそれのある場合における行政指導の手続きを定める。
	内容（指針）	<p>1 この指導指針における用語の意義は、次のとおりです。</p> <p>(1) 未規制物質 法及び条例による水質規制の対象とならない物質を総称したものをいいます。</p> <p>(2) 終末処理場 法第2条第6号に定める終末処理場をいいます。</p> <p>2 下水排除基準が適用されない事業場に対する指導について</p> <p>1日当たりの排水量が50 m³未満であることから、法及び条例による下水排除基準が適用されない物質を排除する事業場であっても、公共下水道施設や終末処理場の処理機能に重大な影響を与えるおそれがある場合には、次のとおり事業場に対して指導を行います。</p> <p>(1) 排水量が1日当たり50 m³未満の事業場に対して、法及び条例に関わらず生物学的酸素要求量（BOD）について、指導基準値を設けること。</p> <p>(2) この指導基準値は、終末処理場の処理能力を勘案して3000mg/L未満とすること。</p> <p>(3) 指導基準値を超える排水を公共下水道に排除している場合には、作業工程の見直し、排水処理方法の変更及び除害施設の新設等を検討すること。</p> <p>3 未規制物質に対する指導について</p> <p>未規制物質によって公共下水道施設や終末処理場が悪影響を受けている場合には、次のとおり未規制物質を排除している事業場に対して指導を行います。</p> <p>(1) 未規制物質の使用及び排出工程の確認</p> <p>(2) 排水処理方法の変更の検討</p> <p>(3) 原材料や使用薬品の変更の検討</p> <p>(4) 除害施設の新設の検討</p>
	不協力の際にとられる措置	なし
	設定年月日	平成29年4月1日設定

様式第1号

第 号
年 月 日

様

静岡市公営企業管理者
()

指 導 書

当市において静岡市 に所在する貴事業場から排除されている下水の水質検査を実施したところ、下記のとおり下水排除基準違反が認められたので注意します。

早急に原因を確認して改善措置を実施してください。

記

(1) 採水年月日 年 月 日

(2) 採水地点

(3) 水質分析結果

水質項目	
分析結果	
下水排除基準	
採水場所	

2 改善指示事項

(1) 違反の原因となる調査結果及び今後の対策について、年 月 日までに報告すること。なお、排水処理施設等の改善を行う場合は、改善計画書を提出すること。

様

静岡市公営企業管理者
()

勧告書

当市において静岡市 に所在する貴事業場から排除されている下水の水質検査を実施したところ、下記のとおり下水排除基準違反が認められました。

今後水質悪化の原因を究明し、処理施設等の適切な維持管理を行い、水質の改善措置を講ずるよう勧告します。

記

1 排除下水の水質結果

(1) 採水年月日 年 月 日

(2) 採水地点

(3) 水質分析結果

水質項目	
分析結果	
下水排除基準	
採水場所	

2 改善指示事項

(1) 違反の原因となる調査結果及び今後の対策について、 年 月 日までに改善報告書として提出すること。なお、排水処理施設等の改善を行う場合は、改善計画書を提出すること。

(2) 改善措置後は水質の分析を実施し、測定結果を報告すること。

様

静岡市公営企業管理者
()

警 告 書

当市において静岡市 に所在する貴事業場から排除されている下水の水質検査を実施したところ、下記のとおり下水排除基準違反が認められました。

今後水質悪化の原因を究明し、処理施設等の適切な維持管理を行い、水質の改善措置を講ずるよう警告します。

なお、改善措置を講じられない場合には、下水道法第37条の2の規定に基づく改善命令又は一時停止命令を行うことがあるので、厳重に注意して下さい。

記

1 排除下水の水質結果

- (1) 採水年月日 年 月 日
- (2) 採水地点
- (3) 水質分析結果

水質項目	
分析結果	
下水排除基準	
採水場所	

2 改善指示事項

- (1) 違反の原因となる調査結果、今後の対策法及び改善完了措置の期限等を 年 月 日までに改善報告書として提出すること。なお、排水処理施設等の改善を行う場合は、改善計画書を提出すること。
- (2) 改善措置が長期にわたる際は、改善の経過を報告すること。
- (3) 改善措置後は水質の分析を実施し、測定結果を報告すること。

【関連条項】

○直罰に係る水質基準

法第 12 条の 2 第 1 項及び法第 12 条の 2 第 3 項の規定により条例第 10 条に定める基準をいう。

<下水道法>

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第 12 条の 2 特定施設（政令で定めるものを除く。第 12 条の 12、第 18 条の 2 及び第 39 条の 2 を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第 12 条の 5、第 12 条の 9、第 12 条の 11 第 1 項及び第 37 条の 2 において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

<静岡市下水道条例>

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第 10 条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量

1 リットルにつき 380 ミリグラム未満

(2) 水素イオン濃度

水素指数 5 を超え 9 未満

(3) 生物化学的酸素要求量

1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満

(4) 浮遊物質

1 リットルにつき 600 ミリグラム未満

(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量

1 リットルにつき 5 ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量

1 リットルにつき 30 ミリグラム以下

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から高松処理区、静清処理区、南部処理区及び北部処理区の公共下水道に排除される下水に係る前項の規定の適用については、同項第 2 号中「5 を超え 9 未満」とあるのは「5.7 を超え 8.7 未満」と、同項第 3 号及び第 4 号中「600 ミリグラム未満」とあるのは「300 ミリグラム未満」とする。

3 特定事業場から排除される下水に係る第 1 項に規定する水質（前項の規定が適用される場合にあつては、同項に規定する水質）の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前 2 項の規定にかかわらず、当該各号に定める緩やかな排水基準とする。

- (1) 第1項第1号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、同号に定める水質の基準より緩やかな排水基準が適用される時。
- (2) 第1項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質（前項の規定が適用される場合にあっては、同項に規定する水質）に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該各号に定める水質の基準より緩やかな排水基準が適用される時。

○除害施設の設置に係る水質基準

法第12条及び法第12条の11の規定により条例第11条に定める基準をいう。

<下水道法>

（除害施設の設置等）

第12条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

（除害施設の設置等）

第12条の11 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水（第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

- 1 その水質が第12条の2第2項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水
- 2 その水質（第12条の2第2項の政令で定める物質に係るものを除く。）が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

<静岡市下水道条例>

（除害施設の設置等）

第11条 次の各号のいずれかの水質の基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされる下水及び水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置をしなければならない。

- (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の10第1号に掲げる場合にあっては、

同令第9条の4第1項各号に定める物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

- (2) 下水道法施行令第9条の10第3号に掲げる場合にあつては、同令第9条の4第1項第1号から第33号までに定める物質 当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (3) 温度 45度未満
- (4) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量
1リットルにつき380ミリグラム未満
- (5) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (6) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (7) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (8) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (9) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満
- (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第6号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）
- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から高松処理区、静清処理区、南部処理区及び北部処理区の公共下水道に排除される下水に係る前項の規定の適用については、同項第3号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第5号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第6号及び第7号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。
- 3 前2項に規定する下水のうち管理者が定める物質又は項目に係る下水で、管理者が定める量のものについては、これらの規定は適用しない。

(除害施設の設置等に関する特例)

第10条 条例第11条第3項の規定により、管理者が定める物質又は項目及び量は、次に掲げるものとする。

物質又は項目	量
フェノール類 鉄及びその化合物(溶解性) マンガン及びその化合物(溶解性) 生物化学的酸素要求量 浮遊物質量	1日当たりの平均的な排水量50立方メートル未満

○その他の条文

(排水設備等の検査)

第 13 条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。

(改善命令)

第 37 条の 2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第 12 条の 2 第 1 項（第 25 条の 18 第 1 項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準又は第 12 条の 2 第 3 項（第 25 条の 18 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。

下水排除基準

項目		特定施設があるもの		特定施設がないもの	
		排水量 50 m ³ /日以上	排水量 50 m ³ /日未満	排水量 50 m ³ /日以上	排水量 50 m ³ /日未満
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
	シアン化合物	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下
	有機燐化合物	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下
	鉛及びその化合物	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下
	六価クロム化合物	0.2 mg/l 以下	0.2 mg/l 以下	0.2 mg/l 以下	0.2 mg/l 以下
	砒素及びその化合物	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l 以下	0.003 mg/l 以下	0.003 mg/l 以下	0.003 mg/l 以下
	トリクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/l 以下	0.2 mg/l 以下	0.2 mg/l 以下	0.2 mg/l 以下
	四塩化炭素	0.02 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
	1,2 - ジクロロエタン	0.04 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下
	1,1 - ジクロロエチレン	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下
	シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.4 mg/l 以下	0.4 mg/l 以下	0.4 mg/l 以下	0.4 mg/l 以下
	1,1,1 - トリクロロエタン	3 mg/l 以下	3 mg/l 以下	3 mg/l 以下	3 mg/l 以下
	1,1,2 - トリクロロエタン	0.06 mg/l 以下	0.06 mg/l 以下	0.06 mg/l 以下	0.06 mg/l 以下
	1,3 - ジクロロプロペン	0.02 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
	チウラム	0.06 mg/l 以下	0.06 mg/l 以下	0.06 mg/l 以下	0.06 mg/l 以下
	シマジン	0.03 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/l 以下	0.2 mg/l 以下	0.2 mg/l 以下	0.2 mg/l 以下
	ベンゼン	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	
ほう素及びその化合物	10 mg/l 以下	10 mg/l 以下	10 mg/l 以下	10 mg/l 以下	
ふっ素及びその化合物	8 mg/l 以下	8 mg/l 以下	8 mg/l 以下	8 mg/l 以下	

項目		対象	特定施設があるもの		特定施設がないもの	
			排水量 50 m ³ /日以上	排水量 50 m ³ /日未満	排水量 50 m ³ /日以上	排水量 50 m ³ /日未満
		1,4 - ジオキサン	0.5 mg/l 以下	0.5 mg/l 以下	0.5 mg/l 以下	0.5 mg/l 以下
		ダイオキシン類	10 pg/l-TEQ 以下	10 pg/l-TEQ 以下	10 pg/l-TEQ 以下	10 pg/l-TEQ 以下
環 境 項 目 等		フェノール類	5 mg/l 以下		5 mg/l 以下	
		銅及びその化合物	3 mg/l 以下	3 mg/l 以下	3 mg/l 以下	3 mg/l 以下
		亜鉛及びその化合物	2 mg/l 以下	2 mg/l 以下	2 mg/l 以下	2 mg/l 以下
		鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/l 以下		10 mg/l 以下	
		マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/l 以下		10 mg/l 以下	
		クロム及びその化合物	2 mg/l 以下	2 mg/l 以下	2 mg/l 以下	2 mg/l 以下
		アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/l 未満	380 mg/l 未満	380 mg/l 未満	380 mg/l 未満
		水素イオン濃度	5 を超え 9 未満 [5.7 を超え 8.7 未満]	5 を超え 9 未満 [5.7 を超え 8.7 未満]	5 を超え 9 未満 [5.7 を超え 8.7 未満]	5 を超え 9 未満 [5.7 を超え 8.7 未満]
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 mg/l 未満 [300 mg/l 未満]		600 mg/l 未満 [300 mg/l 未満]	
		浮遊物質量 (SS)	600 mg/l 未満 [300 mg/l 未満]		600 mg/l 未満 [300 mg/l 未満]	
	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/l 以下	5 mg/l 以下	5 mg/l 以下	5 mg/l 以下
		動植物油 脂類	30 mg/l 以下	30 mg/l 以下	30 mg/l 以下	30 mg/l 以下
		温度	45 度 未満 [40 度 未満]			
		沃素消費量	220 mg/l 未満	220 mg/l 未満	220 mg/l 未満	220 mg/l 未満

- (注) ①  内の基準値に対する違反は、直罰対象となります。
- ② [] 内は、高松、静清、北部、南部処理区域内の製造業又はガス供給業の用に供する施設にかかる基準です。
- ③ ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する水質基準対象施設を特定施設とします。また、当該特定施設がないものについては、終末処理場自身がダイオキシン類の排水規制対象となっている場合のみ基準がかかります。現在、高松、中島及び長田処理区域内のものに基準がかかっています。